

ねんきん通信

第3号被保険者の届出を忘れずに!!

国民年金の第3号被保険者とは、厚生年金の被保険者・共済組合の組合員又は加入者（第2号被保険者）に扶養されている配偶者（被扶養配偶者）で20歳以上60歳未満のことです。保険料の納付は、配偶者の加入年金制度が拠出しておりますので、個人で納める必要はありません。以下のような場合は忘れずに届出をしてください。

●届出が必要となる事例

第3号被保険者となる場合▶配偶者勤務先で手続き

- 結婚・退職などにより第2号被保険者である配偶者に扶養されるようになったとき
 - 第2号被保険者である配偶者に扶養されている者が20歳になったとき
 - 配偶者が第2号被保険者となったとき

第3号被保険者でなくなる場合 ▶ 市町村役場で手続き

- 配偶者が第2号被保険者でなくなったとき
 - 配偶者によって扶養されなくなったとき(死別・離別)
 - 第3号被保険者が会社勤務や公務員になったとき（ご自身の勤務先で第2号被保険者取得届を行うことにより自動的に第3号被保険者の資格を喪失します。）

その他 ▶ 配偶者勤務先で手続き

- 配偶者の勤務先が変わったとき
配偶者の年金制度が季節毎に変わる場合（季節労働者等）は、その都度、忘れずに届出をお願いします。

これまで、第3号被保険者の届出が遅れたときには、2年前までさかのぼって納付期間とされ、それ以前の期間について未納期間となりましたが、平成17年4月1日から実施された改正で、2年以上前の期間も第3号被保険者納付期間として取り扱い、将来その分の年金を受給できるようになりました。ご自身の年金記録で不安に思われる点がございましたら、社会保険事務所又は役場窓口にご相談ください。

●第3号被保険者の認定基準

厚生年金の被保険者・共済組合の組合員又は加入者の配偶者が、その生活費の2分の1以上を加入者の収入により賄われており、本人の年間収入が130万円未満（障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円）

未満) であれば、概ね第3号被保険者として認定されます。ただし、それぞれの制度により取り扱いが異なる場合があります。

年間収入とは、対象となる時点での恒常的な収入をいいます。一般的には、前年の収入により判断しますが、この場合は、算定された年間収入が今後とも同水準で得られることが前提となりますので、離職等による該当者は、今後の収入が年間130万円未満になるか否かによって判定します。

この収入には、傷病手当金や失業給付金（失業給付金のうち特例一時金は除く。）などの継続して得られる収入も含まれます。この場合、年間の給付金額ではなく、日額によって判定を行いますので、これらの給付金等を受けられる場合は、役場の窓口にご相談ください。

国民年金を納めて明るい未来へ

国民年金保険料を納め忘れていませんか？国民年金は、将来生活していく上で大切な収入源となります。

「すぐには納められないんだけど…」「国民年金って何?」など様々な疑問・質問・相談に応じますので、お気軽にお立ち寄りください。なお、当日会場にて保険料を納めることができますので、ぜひご利用ください。

国民年金納付相談所開設のお知らせ

日時／平成17年6月27日(月) 午後1時～4時30分

平成17年6月28日(火) 午前9時30分～12時

幌延町宮園町1番地3 (5-1321)
お問い合わせ先 北海道社会保険事務局留萌事務所
国民年金業務課 ☎(代表)0164-43-7211

詳しくは、役場町民課福祉住民係(☎5-1111内線158)にお問い合わせください。

☆お誕生おめでとう
無量谷優ちゃん父裕三下沼
島田拓歩くん(父壽司)1条北2
★ご結婚おめでとう
榎本聰さん(幌延)
松山美香さん(幌延)
角山美保子さん(55歳)栄町
大森たい子さん(54歳)宮園町
伊藤志げさん(95歳)幌延
新岡正博さん(73歳)下沼
千葉キクヨさん(83歳)問寒別

戸籍の窓
4月

角山 隆さん(妻)栄昭さん(妻)宮園町
大森 新岡美恵子さん(夫)下沼
伊藤 信子さん(母)幌延
千葉 忍さん(母)問寒別
「ご厚志」

ご寄付ありがとうございます
4月